

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

保険料の決定通知書を7月中旬に送付します

国保

後期

介護

【送付先】国民健康保険料：世帯主
介護保険料・後期高齢者医療保険料：本人

「納付書在中」と印字した封筒が届いた人は、同封の納付書での支払いが必要です。

【第1期 納期限】7月31日(金)

※今まで年金から差引きされていた人も、所得や世帯状況の変更等により、支払方法が変更となっている場合があります。ご注意ください。

☎市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

子ども・子育て支援金制度が創設されました

令和8年度から、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

これにより、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に、新たに「子ども・子育て支援金(子ども分)」が加算されます。

☎制度について：子ども・子育て支援金制度コールセンター(0120-303-272)

保険料について：

市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

国保

■賦課限度額が変わりました

国民健康保険料は、「医療分」「後期支援分」「子ども分」「介護分」の合算で算出します。

それぞれの区分に限度額が設けられており、限度額を超える場合は、限度額がそれぞれの区分の保険料額となります。

令和8年度から、「医療分」の限度額が変わり、「子ども分」の限度額が新たに追加されました。

医療分 …… **67万円** (前年度は66万円)

後期支援分 …… **26万円** (変更なし)

子ども分 …… **3万円** (新設)

介護分 …… **17万円** (変更なし)

☎市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

国保

後期

■保険料の軽減判定所得金額が変わりました

国民健康保険料(均等割・平等割)・後期高齢者医療保険料(均等割)の軽減判定所得が変わりました。

世帯主と世帯内の被保険者の前年中の所得の合計額	軽減割合
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)」以下	7割※
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+ 31万円 ×被保険者数」以下【前年度は30万5千円】	5割
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+ 57万円 ×被保険者数」以下【前年度は56万円】	2割

※後期高齢者医療保険料の「医療分」の軽減割合は7.2割です。

☎市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

後期

■保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料は、「医療分」「子ども分」を合計し、算出します。

それぞれに、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し算出します。

またそれぞれの区分に限度額が設けられており、限度額を超える場合は、限度額がそれぞれの区分の保険料額となります。

	医療分	子ども分
均等割額	55,090円 (前年度は49,621円)	1,337円
所得割率	9.93% (前年度は9.63%)	0.25%
限度額	85万円 (前年度は80万円)	21,000円

☎市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

介護

■令和8年度の特例措置について

令和7年度税制改正により給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険事業の安定的な運営のため、令和8年度の介護保険料は税制改正前の控除額で算定するよう介護保険法施行令が改正されました。このため、令和8年度の市民税が非課税の人でも、介護保険料の算定上は課税とみなす場合があります。

ただし、令和7年度・令和8年度ともに市民税非課税の人は、上記特例措置を行わず、特例減免により原則非課税として介護保険料の算定を行います。この減免については個別の申請は不要です。

☎市民税課保険料係(☎0848-38-9145)

介護

■所得段階区分の基準が変わりました

13段階に分かれている介護保険料の区分のうち、第1・2・4・5段階の対象者を次のとおり変更します。

●市民税課保険科係
(☎0848-38-9145)

区分	対象者(―線部分が変更点)			保険料(年額) ※変更なし。
第1段階	本人が 市民税 非課税	世帯全員が 非課税	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 82万6千5百円 以下の人	20,500円
第2段階			前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 82万6千5百円 を超え120万円以下の人	30,900円
第4段階	世帯内に 課税者が いる		前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 82万6千5百円 以下の人	65,400円
第5段階			前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 82万6千5百円 を超える人	71,900円

介護

■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。

現在の認定証の有効期限は7月31日(金)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

※初めての申請も随時受け付けています。

●要介護・要支援認定を受けている次の要件にあてはまる人

利用者負担 段階	主な対象者	預貯金等の金額 (夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯であること。 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下
第2段階	非課税世帯で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82万6千5百円以下	650万円 (1,650万円) 以下
第3段階 ①	非課税世帯で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が82万6千5百円超120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下
第3段階 ②	非課税世帯で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円) 以下

※非課税世帯とは、本人及び世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税であること。

●持本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直近から2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるものなど)

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

※郵送申請も可能です。申請書の記入誤りや添付書類の不備がないよう、十分ご確認のうえ、送付してください。

●高齢者福祉課(☎0848-38-9118)

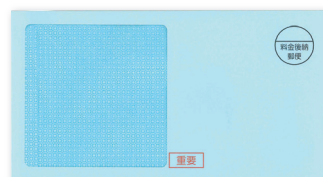
国保

■資格確認書等の定期更新

●マイナ保険証を登録していない人

8月1日(土)から使用する「資格確認書(橙色)」を7月末日までに郵送します。

8月からは新しい「資格確認書」を使用し、有効期限が切れた「資格確認書」はご自分で廃棄してください。



↑「資格確認書(水色)」
この封筒でお送りします

●70歳から74歳までのマイナ保険証を登録している人
「資格情報のお知らせ」を郵送します。



↑「資格情報のお知らせ(A4白色)」
この封筒でお送りします

●70歳未満でマイナ保険証を登録している人

マイナ保険証をご利用ください(資格情報のお知らせは原則郵送しません)。

「資格確認書」は世帯主宛に世帯ごとに、「資格情報のお知らせ」は世帯主宛に個人ごとに通知します(同じ世帯の中に利用登録をしている人としていない人がいる場合はそれぞれ別々に届きます)。

●保険年金課(☎0848-38-9142)

国保

■「限度額適用認定証」、 「限度額適用・標準負担額減額認定証」

マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、医療機関でオンライン資格確認での区分開示に同意すれば、限度額適用認定証の提示がなくても支払時の医療費が限度額までになります。

以前のように「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に所有しておく必要はなくなりました。(国保料に滞納がある場合、区分開示に同意されても開示されません。また、同一世帯内に未申告の人がいる場合も正しい区分が表示されません。)

オ・低所得者Ⅱの人が91日以上入院し、食費減額の認定を受けるとき、または現在91日以上入院中で、住民税非課税世帯の人は更に入院時の食費代が減額になります。認定証の有効期限は7月末です。

長期で入院をしている人で新しい認定証が必要な人は、必ず申請してください。

被保険者番号が分かるもの、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

郵送申請も可能です。市HPの申請書に記入し、資格確認書のコピーを添付してください。

保険年金課(☎0848-38-9142)

後期

■資格確認書の定期更新

8月1日(土)から使用する「資格確認書(紫色)」または「資格情報のお知らせ」を7月末日までに広島県後期高齢者医療広域連合から郵送します。

「資格確認書」が郵送される人は85歳以上の人全員・84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない人(マイナ保険証をお持ちでない人も含みます)です。

「資格情報のお知らせ」が郵送される人は84歳以下で、普段からマイナ保険証を利用している人です。マイナ保険証での受診をお願いします。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は申請手続きにより「資格確認書」を交付しますので、その場合は「資格確認書」での受診も可能です。

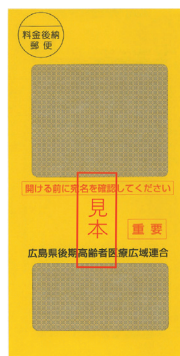
※限度額適用認定証の交付はありません。マイナ保険証か資格確認書で自己負担限度額の減額が受けられます。低所得者Ⅱの人が91日以上入院し、食費減額の認定を受けるときは申請してください。

保険年金課

(☎0848-38-9135)

広島県後期高齢者医療広域連合

(☎082-502-3010)



↑この封筒でお送りします。

国民年金保険料の納付が難しいときは 免除・猶予制度をご利用ください。

保険年金課(☎0848-38-9143)

経済的な理由(※)で保険料を納めることが難しい場合は、申請し承認を受けると全額か一部が免除されます。免除・猶予期間に応じて、将来受け取る年金額が減額されますが、10年以内であれば後から納めることができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響によるものは令和4年度分の申請まで可能です。

■免除申請(全額・一部) 前年所得が一定額以下の人、失業などの理由がある人

■納付猶予 50歳未満(学生を除く)の人

■学生納付特例 大学(院を含む)や専門学校などに在学する人

申請に必要なもの

○基礎年金番号が分かるもの ○委任状(同一世帯の親族でない場合) ○離職票(失業の場合)

○学生証など(学生納付特例を申請する場合) ○マイナンバーカードなど

○窓口で手続きする人の本人確認書類(免許証等顔写真のあるものは1点。それ以外は2点)

●マイナポータルで国民年金手続きの電子申請ができます

【手続きの例】

①国民年金第一号被保険者加入の届出

②国民年金保険料免除・納付猶予の申請

③国民年金保険料学生納付特例の申請

※マイナポータルで「利用者登録」が必要。
詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。



▲日本年金機構HP